

障害者差別に関する相談事例について

<事例>

相談者	女性（精神障害者本人）※車いす利用者
相談内容	<p>＜不当な差別的取扱いに関する相談＞</p> <p>車いすで洋服屋に入ろうとしたところ、店員Aより「それ（=本人は車いすことを感じている）で、入るの？」と言われた。本人は冗談と思い、「入るなってこと？」と返したことがあった。</p> <p>また、別の日（天候：雨）に行った時、ズボンを試着するため、店員に声をかけようとしたところ、店員Aから「商品（ズボン）が雨合羽のせいで濡れている。雨の日は止めてくれ！」と言われ、商品を取り上げられた。</p> <p>⇒本件により、精神的苦痛を感じた結果、不眠になり、生活圏である同洋服店の隣の鮮魚店等に行けなくなってしまったので、上記店員Aの配置転換をして欲しいと、同洋服店に本人から連絡済みのこと。</p>
対応	<p>＜事業者への事実確認＞</p> <p>洋服店に事実確認をしたところ、本人からも連絡があり、既に店員Aへの注意及び指導を行ったが、配置転換は不可とのこと。</p> <p>また、店員Aの接客方法は悪かったが、品物をダメにされるのは困るという事業者側の事情も理解して欲しいとのこと。</p> <p>⇒相談者本人も配慮が足りない点があったと思われる。</p> <p>＜相談者へ報告＞</p> <p>当課より、障害（者）に対する理解促進及び合理的配慮を行っていただけたこと、事業者に伝えた旨を報告するとともに、今後も継続して世間の障害（者）に対する理解促進活動及び普及啓発活動を行うことを報告。また、相談者（障害者本人）が困っていることを周囲に伝える努力を継続していただけるようお願いし、了承をいただいた。</p> <p>また、相談者の要望する洋服店の配置転換は不可であること及び理解促進・普及啓発活動は地道な活動であることへを説明し、あわせてご理解をいただいた。</p>